

【令和3年1月現在】

外貨普通預金規定

1. (通帳)

この預金については通帳を発行いたしません。なお、お取引の出し入れ明細は「外貨普通預金照合表」としてお渡しいたします。

2. (取引店の範囲)

この預金の預入または払戻しの受付は、この預金の取引店に限り取扱います。

3. (証券類の受入)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 代金取立については別に定める当金庫所定の取立規定により取扱います。

4. (最低預入単位)

この預金の最低預入額は、当該外貨1通貨単位とします。

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）の上提出してください。

6. (外国通貨現金による受入れ・払戻し)

この預金は、外貨現金による受入れおよび払戻しはできません。

7. (利息)

(1) この預金の利息は、毎年2月と8月の所定の日に当金庫の所定の利率、付利単位および計算方法により算出のうえ、預金に組み込みます。

(2) 付利単位は1通貨単位とし、1年を365日として日割り計算します。

8. (相場・手数料)

(1) この預金口座へ、預金口座と異なる幣種を受入れる場合、またはこの預金口座から預金口座と異なる幣種により支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算いたします。ただし為替予約が締結されている場合はその相場によります。

(2) この預金口座と同一の幣種にて受入れる、または支払う場合には、当金庫所定の手数

料を支払うものとします。

9. (届出事項の変更等)

- (1) 届出の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、ただちに書面により取引店に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

11. (譲渡質入の禁止)

- (1) この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入は出来ません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合は当金庫所定の書式により行います。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条項の定めにより当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するためもしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) (1) により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ外貨普通預金払戻請求書に届出の印章（または署名）を押印（または署名記入）してただちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されます。
 - ② ①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法等を指定することができます。
- (3) (1) により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済する事により発生する損害金等については当金庫の定めによるものとします。

(4) (1) により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) (1) により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。

(3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選定がされている場合にも、(1) および (2) と同様に届出てください。

(4) (1) から (3) の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は 16. (3) ①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、16. (3) ①、②AからFおよび③AからEに一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、または、預金者が在留資格を取り消された場合、当金庫は、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限

する場合があります。

- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引その他入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
- ② 外国送金・外貨預金・貿易等外為取引全般
- ③ 当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した個別の取引。

- (4) (1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

16. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章を持参のうえ、当該預金の取次店に申出て下さい。
- (2) 次の①から④の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が 11. (1) に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) (2) のほか、次の①から②の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員

- C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前 A から E に準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前 A から D に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) (2) (3) および (4) により、この預金口座が解約され残高がある場合には、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出印を持参のうえ、当該預金の取次店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

17. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

18. (適用法令)

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

19. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上